

教えて、玉ちゃん!

「〇〇って、よく分からないい~!？」



お任せください。
「ややこしい話」を「やさしい言葉」で
解説いたしましょう!

103万円と130万円?

年末が近づき、よく出てくる数字のひとつに、103万円と130万円があります。似ているようで、意味あいまるで違う2つの数字。時々、2つの数字がゴチャマゼになっている方もいらっしゃるようなので・・・。今月は、ちょっとこの数字の意味を探ってみましょう。夫が会社員、妻がパート勤めで給与収入以外の所得はないという設定で考えていきます。もちろん、夫と妻、逆の場合も当然「アリ」です。

★103万円のイミ

妻のパート収入が年間103万円を超えると、超過する所得に対し所得税を納めなければいけなくなります。税金の計算は次の計算式のとおり、
給与収入－給与所得控除65万円－基礎控除38万円＝課税の対象となる所得
つまり妻の収入が103万円以下なら、課税対象の所得がゼロなので妻は所得税を払う必要がありません。また、この場合、夫の所得税の対象となる給与所得から配偶者控除として38万円が差し引けますが、1円でも超えると差し引けなくなります。そこの部分を嫌う方がいらっしゃいますが、もし103万円を超えた場合でも、配偶者控除に代わって配偶者特別控除という制度がありますので、給与が増えたらかえって損をした、ということはありません。

★130万円のイミ

妻の収入が年間130万円以上になると夫の扶養からはずれて自分で社会保険である健康保険と厚生年金保険料を納めないといけなくなります。 ※注意

つまり・・・

夫の健康保険の扶養家族や、国民年金の第3号被保険者になれない、というわけです。したがって、パート先の社会保険に加入するか、社会保険がない会社だったら市町村の国民健康保険と国民年金に加入しなければなりません。

★保険料っていくらくらい?

妻の収入が130万円になり会社の社会保険に加入した場合に負担する厚生年金保険料と健康保険料は概算で年間158,000円・月額約13,200円です。(40歳以上で介護保険も加入した場合)

★そんなに引かれて、何かいいことあるの?

もし夫の扶養のままですと第3号被保険者ということで、確かに保険料は払わなくていい代わりに、将来もらえる年金は「老齢基礎年金」=いわゆる1階の部分だけです。厚生年金に加入すると、さらに2階の年金が上乗せされます。

★いくら位上乗せされるの?

1年で約7,100円。10年で71,000円といったところでしょうか。(概算です)
また、会社の健康保険に加入すると、加入者本人しか適用されなかった傷病手当金や出産手当金などの給付を受けることができます。

★結局どっちが得なの?

ここまで見てきたように、単純に手取り額だけを考えた場合は、129万円と130万円とでは歴然とした差があります。ただし、それだけでは判断できない部分も多くあるのも事実です。ぜひ年末のこの時期、ご自分やご家族の「ライフプラン」とともに考えてみられてはいかがでしょうか?

※傷病手当金・・・ 工作中以外のケガや病気で会社を3日連続で休み給料が支払われないか従前の60%未満になった場合に休業4日目から生活保障としてひとつのケガや病気について最高1年6ヶ月間、給料(標準報酬)の60%までが支払われます

※出産手当金・・・ 産前産後のために休業となり、給料が支払われないか従前の60%未満となった場合に、給料(標準報酬)の60%までが支払われます

※注意

収入が130万円を越えることが、社会保険加入の要件ではありません。
「1日の労働時間がその会社の正社員のおおむね4分の3以上、又は1ヶ月の勤務日数が正社員の所定労働日数のおおむね4分の3以上であること」に該当しなければ、社会保険には加入できません。
逆に言うと、収入が少なくても、上記の労働条件が該当すれば加入することになります。